53						409,600
54						409,800
55						410,100
56						410,400
57						410,700
58						411,000
59						411,300
60						411,500
61						411,700
62						412,000
63						412,300
64						412,500
65						412,700
66						413,000
67						413,300
68						413,500
69						413,700
70						414,000
71						414,300
72						414,500
73						414,700
74						415,000
75						415,300
76						415,500
77						415,700

定年前再任用短時間勤務職員	基俸給月額準額	基俸給月額準額	基俸給月額準額	基俸給月額準額
	330,000円	432,500円	487,700円	624,800円

備考　この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十一　指定職俸給表（第六条関係）

号俸	俸給月額
1	716,000円
2	772,000
3	829,000
4	908,000
5	979,000
6	1,049,000
7	1,122,000
8	1,191,000

備考　この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第一一条　一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第七項中「行政職俸給表㈠」を「海事職俸給表㈠」に、「七級」を「六級」に、「並びに同表及び専門スタッフ職俸給表以外の各俸給表」を「、医療職俸給表㈠」に、「これに相当するものとして人事院規則で定める職員」を「七級以上であるもの、医療職俸給表㈢の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの及び福祉職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの」に改め、同条第八項第一号中「職員（」の下に「次号に掲げる職員及び」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　行政職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの並びに同表及び専門スタッフ職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員　特に良好である場合

第十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第三項において「扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行㈠九級以上職員等」という。）」を削り、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第一号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万三千円、扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行㈠八級職員等」という。）」及び「、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」を削り、同条第四項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の一項を加える。

5　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。